

常総市公共交通基礎調査等支援業務について

業務概要

次期常総市地域公共交通計画の策定に必要な基礎調査及び課題整理などを行うもの。

なお、次期常総市地域公共交通計画については、常総市立地適正化計画の見直しスケジュールに合わせ、令和8年度に完成を予定している。

事業期間

令和7年6月10日から令和8年3月31日まで

契約額

3,784,000円（税込）

契約事業者

株式会社ケー・シー・エス東京支社

その他

国補助金（地域公共交通調査事業補助金）を活用 交付決定額：1,234千円

事業スケジュール

添付のとおり

1. 調査事業補助金とは

地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業）

- **補助対象事業者：**活性化法定協議会 ※補助金の振込先も原則法定協議会名義の口座
- **補助要件(交付の対象等)：**
 - ・ 地域公共交通計画に、地域旅客運送サービスについての利用者数、収支、費用にかかる国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標値を記載し、当該目標値と実績値を比較して当該達成状況の評価を行うこと。
 - ・ 活性化法定協議会の構成員であって、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画を策定していない市町村にあつては、立地適正化計画の作成を検討すること。
- **補助対象経費：**

地域公共交通計画を策定するための調査に係る費用（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、1～2ヶ月程度の短期間の実証調査のための費用※等）※実証運行を主とした事業は補助対象とならない
- **補助率：**補助対象経費の1/2
- **補助上限額：**単独市区町村で計画を策定する場合→500万円
- 他分野輸送を含めた地域公共交通計画を策定する場合
立地適正化計画と一体的に策定する場合 →1,000万円
- 都道府県及び複数市区町村が共同で計画を策定する場合→1,500万円

都道府県と複数市町村が共同で広域の計画を策定する場合は「地域公共交通協働トライアル推進事業」といいます！



1. 関連する計画や他部局の関係施策等の整理について

② 地域公共交通施策との連携

- 多極ネットワーク型のコンパクトシティの実現に向けて、拠点間を結ぶ都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保・充実が必要であり、その実効性を高めるため、公共交通ネットワークの確保に係る取組とまちづくりとの一体的な推進がますます求められている。
- 立地適正化計画の作成においては、地域公共交通に関する計画を踏まえながら、地域公共交通の確保・充実と居住・都市機能の誘導が好循環をもたらしながら効果的に図られるよう十分な調整を行うことが望ましい。

連携イメージ



